

川西市特別功労職員等表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 42 号

川西市特別功労職員等表彰規則の一部を改正する規則

川西市特別功労職員等表彰規則（平成31年川西市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(表彰の期日) 第5条 表彰は、毎年3月31日（第3条第1号に掲げる者にあつては、退職する日が属する年度の3月31日）に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。	(表彰の期日) 第5条 表彰は、毎年3月31日（第3条第1号に掲げる者にあつては、退職する日又は <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等が行われる日</u> が属する年度の3月31日）に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。